

令和元年度年度防衛監察等の結果について

令和２年８月４日
防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	情報公開業務及び行政文書管理の実施状況	1
1	監察の概要	1
(1)	基本的考え方	1
(2)	実地監察の概要	1
2	監察の結果	2
(1)	情報公開	2
(2)	行政文書管理	3
第 3	法令遵守の意識・態勢	6
1	監察の概要	6
(1)	基本的考え方	6
(2)	実地監察の概要	6
2	監察の結果	7
(1)	秘密保全	7
(2)	情報保証	9
(3)	個人情報保護	11
(4)	武器・弾薬等の管理	13
(5)	各種ハラスメント	13

(6) メンタルヘルス	14
(7) 公益通報者保護	15
(8) 自衛隊員倫理	15
(9) その他	16
第4 入札談合防止	17
1 監察の概要	17
(1) 基本的考え方	17
(2) 実地監察等の概要	17
2 監察の結果	18
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	18
(2) 教育の実施状況、法令等の理解度等	33
(3) 年度末の予算執行	34
(4) 情報システムの適切な価格水準での調達	35
別紙 事前アンケート調査の結果（入札談合防止）	39

第1 はじめに

本紙は、令和元年度に実施した年度防衛監察並びに抜き打ち防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 情報公開業務及び行政文書管理の実施状況

1 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和元年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、情報公開業務及び行政文書管理に係る各種施策の実施状況について、適切な事務処理等がなされているかという観点から機関及び部隊（以下「機関等」という。）に対する調査及び検査を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の46機関等

内部部局（大臣官房、人事教育局）	
防衛大学校	
統合幕僚学校	
陸上自衛隊	東部方面総監部、東部方面会計隊、朝霞駐屯地業務隊
	航空学校
	第4師団、福岡駐屯地業務隊、第366会計隊
	第9師団、青森駐屯地業務隊、第380会計隊
	第10師団、守山駐屯地業務隊、第408会計隊
	第15旅団、那覇駐屯地業務隊、第430会計隊
	水陸機動団
	自衛隊札幌病院
	自衛隊岐阜地方協力本部
海上自衛隊	海上幕僚監部
	護衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部
	補給本部
	第21航空群
	第1潜水隊群、第12護衛隊、第1海上訓練支援隊
航空自衛隊	航空総隊司令部、航空戦術教導団司令部
	第7警戒隊、第3輸送航空隊、美保管制隊、美保気象隊
	情報資料群、航空中央業務隊
	航空気象群、航空開発実験集団司令部
	幹部学校

	補給本部
情報本部	
地方防衛局	北関東防衛局
	近畿中部防衛局
防衛装備庁	艦艇装備研究所

※他に抜き打ち防衛監察を実施した。

イ 内容

現場の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。

2 監察の結果

令和元年度監察の結果、情報公開業務及び行政文書管理に関する各種施策について、一部において改善すべき状況が見られたが、全般的に適切な取組が行われていた。

機関等においては、後述する各種推奨される取組の普及を図るなど、情報公開業務及び行政文書管理に関する施策をより一層活性化させるとともに、防衛省・自衛隊における情報公開業務及び行政文書管理の重要性について、周知に努める必要がある。

なお、実地監察中における個別の指摘事項については、受察側が真摯に受け止め、既に改善済みであるか、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 情報公開

ア 全般

令和元年度監察では「南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開及び行政文書管理における再発防止のための措置について（通達）」（防官文第11481号。29.7.28）を踏まえ、特に開示請求に対し、該当文書が不存在であるとして不開示決定がなされた案件における手続の適正性を中心に、過去の情報公開業務全般の処理状況について調査を行った。

監察の結果、情報公開業務の処理状況に関し、一部において改善すべき事例が認められた。機関等においては、計画的な教育の実施、情報公開実施担当者の明確化、事務手続きの確実な記録等を徹底し、情報公開の重要性の周知と再発防止策の定着を図っていく必要がある。

イ 情報公開業務に関する教育

情報公開業務に関する教育は、関係規則に定められた手順にのっとって、適正に事務を遂行する上で必要であり、不祥事のリスクを低減させるためにも、適切に実施しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報公開業務を実施する全職員が教育を受けることができるよう

に年度四半期ごとに情報公開業務に関する教育を計画するようになっていところ、計画が確認できなかった（１機関等）。

ウ 情報公開関係規則にのっとりた事務手続

情報公開業務を実施するに当たっては、関係規則に定められた手順ののっとり、適正に事務を遂行することが必要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報公開実施担当者名簿を作成していなかった（１機関等）。

エ 情報公開手続に関する行政文書の管理

開示請求の処理に当たり、事務指定を受けた機関等においては、文書探索に係る照会から上申に至るまでの一連の情報公開手続に関する文書を適切に作成した上で、相互に密接な関連を有する行政文書として一つの集合物にまとめて保存することにより、一連の事務手続の適正性を確保しておくことが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 開示請求に係る事案についての記録等の写しのうち、一部の案件の電子データの保存要領に不備があった（１機関等）。

オ 定時報告の探索作業

「海外に派遣された自衛隊の活動における現地部隊からの報告文書の取扱いについて（通達）」（防官文（防）第１８６号。３０．４．７）及び「国内の自衛隊の活動における現地部隊からの報告文書の取扱いについて（通達）」（防官文（事）第１９９号。３０．５．９）に基づく、国内外で活動する部隊の定時報告の探索状況について、調査を行った。受察機関においては、探索の対象となる文書が個人的な執務の参考資料（以下「個人資料」という。）として扱われていないかを含め、保有する全ての行政文書を対象に探索を実施していたことを確認した。

(2) 行政文書管理

ア 全般

監察の結果、全ての受察機関において、行政文書に関する教育を実施している状況を確認した。また、次のような推奨される取組が見られた。

○ 行政文書管理の具体的な点検要領を掲示するなど、行政文書管理に関する職員の意識向上に努めていた（２機関等）。

○ 行政文書ファイルの背表紙を書棚ごとに色分けするなど、管理を容易にし確実にしていた（１４機関等）。

○ 行政文書ファイルを作成・取得した年度、保存期間等ごと書棚への表示又は色により区分して保管する等、誤廃棄及び廃棄漏れの防止に努めていた（１１機関等）。

一方、行政文書ファイルの整備状況等に関し、改善すべき事例が数多

く認められた。機関等においては、行政文書ファイル及び行政文書ファイル管理簿の確実な整備、行政文書ファイルの適切な保管等が行われるよう、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導するとともに、行政文書管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 行政文書ファイルの整備

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、行政文書ファイルは、相互に密接な関連を有する行政文書を一つの集合物にまとめるなどして整備し、管理しなければならない。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の行政文書ファイルに背表紙の未整備、誤記又は記載漏れがあった（４３機関等）。
- 同一の行政文書ファイル内に、保存期間又は作成・取得年度が異なる行政文書を混在させているものがあった（２８機関等）。
- 行政文書として管理すべき文書の一部を、行政文書として管理していなかった（２６機関等）。
- 行政文書ファイルに分かりにくい名称を付しているものがあった（１２機関等）。
- 行政文書ファイルに、その名称と関連性がない行政文書を編てつしているものがあった（６機関等）。
- 組織の改編等に際しての引継ぎにおいて、「組織新設・改廃に伴う行政文書ファイルの引継ぎについて（報告）」を作成していなかった（１機関等）。
- 行政文書の文書管理情報の未表示、誤記又は記載漏れがあった（８機関等）。

ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が１年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を漏れなく記載する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の行政文書ファイル管理簿に誤記、記載漏れ等があった（２９機関等）。
- 行政文書ファイル管理簿に記載のある行政文書ファイルに、行政文書が一つも編てつされていないものがあった（１５機関等）。

インターネットで公表される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも速やかに改善する必要がある。

エ 行政文書ファイル等の保管

行政文書を適切に管理するため、行政文書ファイル等と個人資料は、混在させず明確に区分して保管する必要がある。また、個人資料は、必要最小限のものとすべきであり、その保存場所は、原則として職員各自の机及びその周辺である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 行政文書ファイル等と個人資料を同一の共用書棚等に混在させていた（１４機関等）。
- 廃棄の条件が整っていない行政文書を廃棄しており、作成又は取得した行政文書を適切に管理していなかった（２機関等）。
- 個人資料を、職員各自の机又はその周辺以外の場所に保管していた（５機関等）。

オ 標準文書保存期間基準の設定等

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 標準文書保存期間基準と異なる保存期間を設定した行政文書ファイル等が存在していた（３１機関等）。
- 標準文書保存期間基準について、一部欠落がある、様式に不備がある、記載内容に誤りがある、保有する行政文書ファイルの保存期間を設定していない等、適切な運用がなされていなかった（１５機関等）。
- 公益通報の対応で作成した行政文書について、関係規則の改正に伴う保存期間の変更を実施しておらず、適切に管理していなかった（４機関等）。

カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、国立公文書館等に移管し、又は廃棄する、若しくは保存期間を延長する必要がある。

なお、保存期間が１年以上の行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得る必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保存期間が満了し、廃棄の同意が得られた行政文書ファイル等の中に廃棄しないまま保管しているものがあつた（７機関等）。
- 保存期間が満了した保存期間が１年未満の行政文書ファイル等を廃棄しない、又は保存期間の延長をしないまま保管しているものがあつた（３５機関等）。
- 特定日（保存期間の起算日）に係る事実が発生し、特定日として設定すべきにも関わらず、これを実施していないものがあつた（

1 5 機関等)。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和元年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、情報漏えい等の未然防止（秘密保全・情報保証）、個人情報保護、武器・弾薬等の管理、各種ハラスメント防止等に係る各種施策の実施状況について、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資する観点から、機関等に対し調査及び検査を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の4 5 機関等

内部部局(大臣官房、人事教育局)	
防衛大学校	
統合幕僚学校	
陸上自衛隊	東部方面総監部、東部方面会計隊、朝霞駐屯地業務隊
	航空学校
	第4師団、福岡駐屯地業務隊、第366会計隊
	第9師団、青森駐屯地業務隊、第380会計隊
	第10師団、守山駐屯地業務隊、第408会計隊
	第15旅団、那覇駐屯地業務隊、第430会計隊
	水陸機動団
	自衛隊札幌病院
	自衛隊岐阜地方協力本部
海上自衛隊	海上幕僚監部
	護衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部
	補給本部
	第21航空群
	第1潜水隊群、第12護衛隊、第1海上訓練支援隊
航空自衛隊	航空総隊司令部、航空戦術教導団司令部
	第7警戒隊、第3輸送航空隊、美保管制隊、美保気象隊
	情報資料群、航空中央業務隊
	航空気象群、航空開発実験集団司令部
	幹部学校
	補給本部

情報本部	
地方防衛局	近畿中部防衛局
防衛装備庁	艦艇装備研究所

※ 他に抜き打ち防衛監察を実施した。

イ 内容

アンケート調査、現場の確認、関係書類の調査、関係職員との面談を行った。

2 監察の結果

令和元年度監察の結果、法令遵守に関する各種施策について、一部において、改善すべき状況が見られたが、全般的に適切な取組が行われていた。

機関等においては、後述する各種推奨される取組の普及を図るなど、法令遵守に関する施策をより一層活性化させるとともに、防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について、周知に努める必要がある。

なお、実地監察中における個別の指摘事項については、受察側が真摯に受け止め、監察終了時までには改善するか、又は改善に努めていることを確認した。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 秘密保全

ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保、他国との情報共有、信頼関係の維持のために必要不可欠なものである。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 情報保全月間（6月及び12月）を定めて保全教育を実施し、さらにその知識を定着させるため、オープン系ホームページ上に「知識確認試験」を掲載し、保全に関する試験を実施させることにより全職員の保全意識向上を図っていた（1機関等）。
- 情報流出防止に係る個人面談を実施する際に「個人面談実施記録票」を作成し、指導状況を記録することで情報流出防止に向けて取り組んでいた（1機関等）。
- 非常持出の優先順位を設定するとともに、非常持出袋を備え付ける等、緊急時における非常持出要領を適切に設定していた（1機関等）。

一方、秘に指定された、又は秘に該当する可能性のある文書、図画又は物件（以下「秘文書等」という。）の管理等に関し、改善すべき事例が数多く認められた。機関等においては、秘の指定、秘文書の管理要領等の秘密保全の重要性について、職員一人ひとりに周知徹底を図っていく必要がある。

イ 秘の指定の定期的な見直し

秘の指定者は、関係規則に基づき、当該秘文書等が漏えいした場合の影響を年に一度検証し、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘の指定の定期的な検証を実施していなかった（８機関等）。

秘文書等が、実質秘性を喪失している場合には秘の指定を解除し、また、秘の指定解除の期日前に実質秘性を喪失している場合には、秘の指定期間又は指定解除の条件を変更する必要がある。

ウ 秘文書等の管理

秘文書等は、秘密情報の漏えい等を防ぐため厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保管容器外の場所に保管されている秘文書等があった（５機関等）。
- 秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納すべきところ、作業を行っている際、パソコンの内蔵ハードディスクに格納したままにしていた（１機関等）。
- 保存期間満了日を経過した秘文書について、保存期間の延長、廃棄又は移管の事務手続を実施せずに保管しているものがあった（３機関等）。
- 秘文書を保管する場所への立入りの制限等、秘密保全上必要な措置を講じていなかった（３機関等）。
- 秘文書の閲覧場所について、秘密保全上必要な措置が講じられていなかった（１機関等）。
- 秘文書等を適切に管理するために整備することとされている簿冊等が整備されていなかった。また、簿冊等への記載・押印が漏れていた（１５機関等）。

このような状況を放置すれば、秘密情報の漏えい等の重大な事態にもつながりかねないことから、機関等においては、秘文書等をより厳格に管理するよう、速やかに改善する必要がある。

エ 秘文書等の保管容器

秘文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管容器に格納し厳重に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 秘文書等の保管容器の点検を、関係規則どおりに実施していなかった（１１機関等）。
- 保管容器の文字盤かぎの組合せ番号を規則どおりに変更していなかった（７機関等）。

- 保管容器の三段式文字盤かぎの番号と差し込み式かぎを同一の職員に管理させていた（６機関等）。
- 保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄協議に時間を要していることから、特定秘密文書を長期間保管する必要がある、保管容器及びその設置場所の確保に苦慮している状況が認められた（３機関等）。

このような状況は、情報の流出を防止する観点から不適切であるため、速やかに改善する必要がある。

オ 閲覧簿への記録

秘文書等の取扱いの経過を明らかにするため、管理者は閲覧簿を備え、必要な事項を記録させる必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保全責任者による閲覧簿の点検の実施が一部確認できなかった（６機関等）。
- 取扱者全員が、閲覧簿に記録することなく、秘文書等を取り扱っていた（１機関等）。
- 規則に定められた閲覧簿を整備していなかった（３機関等）。

機関等においては、平成２２年度定期防衛監察の結果報告を踏まえ、「閲覧簿の適正な運用について（通知）」（防調第１４２８８号。２３．１１．３０）の周知徹底を図る必要がある。

カ 取扱い上の注意を要する行政文書の管理

取扱い上の注意を要する行政文書（以下「注意文書」という。）については、当該事務に関与しない職員にみだりに知られることがないように、適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 注意文書を鍵のかからない書庫等で保管していた（１３機関等）。
- 取扱い区分を設定していない行政文書ファイルの中に注意文書が混在していた（１０機関等）。
- 「注意」又は「部内限り」の標記を適切に表示していなかった（６機関等）。
- 「注意」又は「部内限り」と表示された行政文書を執務室内等に掲示していた（７機関等）。
- 保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄協議に時間を要していることから、注意文書を長期間保管する必要がある、保管容器及びその設置場所の確保に苦慮している状況が認められた（１機関等）。

(2) 情報保証

ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するためには、情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータを、事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持する必要がある。

監察の結果、可搬記憶媒体、パソコンの管理等に関し、改善すべき事例が数多く認められた。機関等においては、可搬記憶媒体、パソコンの管理、情報システムの適切な運用を機関等に徹底し、情報保証の重要性について、職員一人ひとりに周知を図っていく必要がある。

イ 可搬記憶媒体の管理

小型で持ち運びが容易な可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等は、集中保管、管理簿の整備等により、可搬記憶媒体を適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 可搬記憶媒体への表示漏れ、可搬記憶媒体の持ち出し等を記録する簿冊への記入漏れ、押印漏れ等があった（１８機関等）。
- 可搬記憶媒体管理簿に登録されていない可搬記憶媒体があった（４機関等）。
- 可搬記憶媒体を集中保管していない等、保管要領が不適切であった（９機関等）。
- 使用後のデータが削除されないまま保存されていた可搬記憶媒体があった（４機関等）。
- 可搬記憶媒体の保管容器の鍵を関係規則に基づいて適切に管理していなかった（３機関等）。
- 可搬記憶媒体等の点検を関係規則で定められたとおりに実施していなかった、又は点検記録の記載事項に不備があった（９機関等）。

ウ パソコンの管理

パソコンの紛失や部外系のネットワークに接続したパソコンへの不適切なデータ保存等を原因とする情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者等は、パソコンを管理するための文書の作成、盗難防止のための措置、持ち出し等の記録、自己点検等によりパソコンを適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の可搬型パソコンについて、ワイヤーによる机への固定等の盗難防止措置が講じられていない、又は講じられていてもすぐに外れるといった不十分な状態にあった（１７機関等）。
- パソコンの登録、パソコンへの登録番号の表示等が適切に行われていなかった（４機関等）。

○ パソコンを管理するための関係簿冊に誤記載、未記載等の不備があった（７機関等）。

○ インターネット端末に、業務用データが保存されている等の不適切な保存があった（７機関等）。

エ 認証機能の設定等

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合、情報システムに認証機能を設ける必要がある。また、情報システムの利用者は、ログインパスワード等を他人に不正に使用されないよう適切に管理する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 情報システムに認証機能を適切に設定していなかった（１４機関等）。

○ パソコンのログインパスワードが記載された付箋を端末付近に貼り付けていた等、認証情報を適切に管理していなかった（１０機関等）。

○ 権限のない者が解除責任者の確認を得ることなく暗号化モードを解除する等、不適切なファイル暗号化ソフトの取扱いがあった（６機関等）。

オ 情報システムのぜい弱性への対応

情報システムのぜい弱性に対応するため、情報システム情報保証責任者等は、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ ウィルス対策ソフト等を最新の状態に更新していない、又はインストールしていない端末があった（１０機関等）。

機関等においては、情報システムのぜい弱性への対応に万全を期するよう指導し、このような状況を速やかに改善する必要がある。

(3) 個人情報保護

ア 全般

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることを踏まえ、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 個人情報保護に係る定期監査を実施していなかった（３機関等）。

○ 関係規則どおりに関係職員を指定又は解除していなかった（４機関等）。

○ 保有個人情報の管理状況についての点検記録等の際に記載漏れ又は添付漏れがあった（２機関等）。

また、個人情報ファイル及び保有個人情報（以下「個人情報ファイル等」という。）の管理等に関し、改善すべき事例が数多く見られた。

機関等においては、個人情報を保護する体制の確実な維持、保有個人情報の確実な識別、個人情報ファイルの確実な整備及び適切な保管等を機関等に徹底し、個人情報保護の重要性について周知を図っていく必要がある。

イ 個人情報ファイル等の管理

保護管理者は、個人情報ファイル等を適正に管理するとともに、保有個人情報の漏えい等を防止するための措置を講ずる必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 保有個人情報が記録された文書及び電磁的記録に「個人情報」の標記が表示されていない、赤色調での表示が困難ではないにもかかわらず標記が赤色調でない不適切な表示となっていた（４０機関等）。
- 個人情報を含む行政文書を、個人情報ファイル等として管理していないものがあつた（９機関等）。
- 特定個人情報及び個人番号を取り扱う場所について、遮へい物を設置する等、物理的な安全管理措置を講じていなかった（１機関等）。
- 保有個人情報等管理台帳等の整備に不備があつた（６機関等）。
- 保有個人情報が含まれていないにもかかわらず、行政文書ファイルの背表紙に「個人情報」の標記を表示していた（２機関等）。

ウ 個人情報ファイル等の保管

保有個人情報の漏えい等のリスクを回避するためには、個人情報ファイル等を閲覧し得る者を限定する等の措置を講ずる必要がある。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 「個人情報」の標記の表示要領等を掲示し、適正な管理に努めていた（２機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 鍵のかかる容器に保管していない個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等があつた（１２機関等）。
- 情報システム内に保存されている個人情報ファイル等に、関係職員以外の者からのアクセスを制限するために必要な措置を講じていなかった（９機関等）。

エ 非常時の対応措置

保護管理者は、所属する課等における個人情報ファイル等について、災害時等の非常時における対応措置を定める必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 非常時に個人情報ファイル等を搬出する場合の対応措置が定められていなかった（２機関等）。

(4) 武器・弾薬等の管理

ア 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難等事案の発生を防止するためには、武器・弾薬の管理者等を始めとする職員が、過去の事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めておく必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 小火器等を保管する銃掛の施錠が外れている等、武器が適切に保管されていなかった（５機関等）。
- 武器庫入口扉解放時に警報音を発する警報装置が鳴動しない状態である等、警報装置が適切に運用されていなかった（３機関等）。
- 武器庫の鍵等の管理が適切に行われていなかった（２機関等）。
- 武器・弾薬を管理する点検簿等の関係簿冊に記入漏れ、押印漏れがあった（５機関等）。

機関等においては、武器・弾薬の管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

イ 毒劇物及び有機溶剤の管理

毒劇物及び有機溶剤を適正に管理することは、保健衛生上の危害の防止、周辺環境の保護のほか、盗難又は紛失防止等の観点からも必要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 定期的に実施する毒劇物の保管及び出納状況の検査を実施してなかった（３機関等）。
- 上位規則と整合しない内部規則があった（１機関等）。
- 毒劇物等が、鍵が掛からない建物、不適切な容器等で保管されていた（６機関等）。
- 毒劇物保管庫の鍵を、課業中に管理者が保管していない等、不適切な鍵の管理があった（３機関等）。
- 規則に定められた管理簿を整備してなかった（４機関等）。

機関等においては、毒劇物及び有機溶剤の管理の重要性について周知徹底を図っていく必要がある。

(5) 各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント）

ア 全般

各種ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応

は、職員の人権の保護、健全な職場環境の確保、職員の能率の発揮等のために極めて重要である。

機関等においては、eラーニングや集合教育、巡回指導等の機会を活用するなどして、各種ハラスメントの防止及び排除の重要性について周知徹底を図るとともに、ハラスメントが生じた場合には適切な対応を講じる必要がある。

イ セクシュアル・ハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 性的なからかい、身体への不適切な接触といった、職員が不快に感じる言動等があった（10機関等）。
- 女性が専用すべき施設に関して、無施錠や男性との共用といった不適切な管理が認められた（1機関等）。

ウ パワー・ハラスメント

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 組織特性に基づいたパワハラ防止ガイドラインを作成するなど積極的な取組を確認した（1機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 上級者による大声や暴言を伴う厳しい指導、威圧的な言動、人格の否定や無視、理不尽な指示等があり、職場環境が悪化した状況を確認した（25機関等）。
- ハラスメントを認知した際、被害者のみを配置替えし、加害者を現配置に留めていた。このため、加害者自身のハラスメントに対する自覚が促されないままとなっていた（1機関等）。

エ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの相談体制の整備が不十分であった（3機関等）。
- 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止に関する教育は実施されているものの、理解が不十分な職員が散見された（4機関等）。

(6) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊において、メンタルヘルスの充実、職員の「規律・団結・士気」を高め、精神的精強性を保持するとともに、災害派遣等における職員のストレスを軽減するためにも極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 年間を通じ部外カウンセラーによるカウンセリング体験を推奨していることを確認した（1機関等）。

- レジリエンス・トレーニング（※）に積極的に取り組み、職員の高い士気を維持することに努めていることを確認した（２機関等）。

（※） レジリエンス・トレーニングとは、逆境やストレスに対して心が折れないように対処し、逆境や困難に耐え、回復し、成長する能力（レジリエンス）を向上させるための訓練

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- カウンセリング体制の整備が不十分であった。また、カウンセリング利用に関する認識の誤りにより臨床心理士等の活用が十分ではなかった（２機関等）。
- 全職員に継続、反復してメンタルヘルス教育を実施していなかった（１機関等）。

機関等においては、推奨される取組の事例を参考にして、職員のメンタルヘルスを良好な状態で保持するための取組が実施されるようにする必要がある。

(7) 公益通報者保護

公益通報者保護制度は、公益通報者の保護を図るとともに、防衛省・自衛隊における法令違反行為等の抑止、早期発見及び是正、国民の利益や信頼を損なうような不祥事の回避又は発生した際の被害の低減が期待できる重要な制度である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 教育の未実施又は制度の周知に係る取組がなされていなかった。また、実施されていたものの、制度の概要について十分理解していない職員が一部に認められる等、周知徹底が不十分であった（１６機関等）。
- 公益通報の対応で作成した行政文書について、関係規則の改正に伴う保存期間の延長等を実施しておらず適切に管理していなかった（４機関等）。

機関等においては、全職員が公益通報者保護制度の趣旨等を正しく理解するよう、同制度の周知徹底を図っていく必要がある。

(8) 自衛隊員倫理

自衛隊員倫理規程の遵守は、自衛隊員による職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保する上で必要不可欠である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 自衛隊員等倫理週間までに掲示すべきポスター等の配布ができていないため、ポスター貼付又は部外者へのパンフレット配布が行われて

いなかった（４機関等）。

- 倫理カードの配布が行われていなかった。また、常時携帯していない職員がいた（７機関等）。

これらの他、業界関係者等との対応についての監察結果は後述する。

機関等においては、国民の疑惑や不信を招くような行為を未然に防止できるよう、自衛隊員倫理規程の周知徹底を図っていく必要がある。

(9) その他

ア 働き方改革

職員が心身ともに健全な状態で高い士気を保ちつつ、その能力を十分に発揮できるような環境を整えるためには、働き方改革等によりワークライフバランスを推進することが極めて重要である。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 管理者による勤務状況の詳細な把握のほか、会議時間の短縮、実情に応じた超過勤務の削減に意欲的に取り組んでいた（２７機関等）。
- 代休指定状況の把握、職員家族の各種記念日、学校行事等の私的な行事の日程を考慮した勤務割当・休暇付与の推進といった取組を行い、休暇の取得促進等に努めていた（１０機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 特定の部署及び職員に業務が集中するなどして、長時間勤務が常態化していた（１２機関等）。
- 組織として、超過勤務時間を把握する取組・対策がなされていない機関等があった（７機関等）。

機関等においては、長時間勤務の常態化に起因する職員の多忙感・疲労感が、様々なストレスと結び付いて大きな問題に発展するリスクとなることを認識し、働き方改革を通じて職員のワークライフバランスを推進させる必要がある。

イ 海外渡航承認申請

秘密保全及び職員の安全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合は、承認権者に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、当該申請が適切に行われているかについて随時確認する必要がある。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 全ての職員から任意に一般旅券の提出を求めるなどの方法により、海外渡航承認申請が適切に行われているかについて随時の確認がなされていなかった（１２機関等）。

機関等においては、海外渡航承認申請が適切に行われていることを随時確認させることが必要である。

ウ 親睦会等の金銭管理

親睦会等の私的な会で徴収した職員相互の抛金等については、公的な金銭ではないものの、金銭事故防止の観点から定期的な点検・監査等を行うなど適切に管理することが重要である。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 親睦会等の私的な会の金銭管理について、親睦会規約に反し、現金、通帳及び印鑑を同一の職員が管理するなどしていた（４機関等）。

第４ 入札談合防止

１ 監察の概要

(1) 基本的考え方

令和元年度は、これまでの年度防衛監察結果等を踏まえつつ、装備品の調達、設計業務等における入札談合防止に係る各種施策の実施状況等について、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成１４年法律第１０１号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）等の趣旨に照らして業務が適切に実施されているか否かという観点から、機関等に対し調査及び検査を実施した。

(2) 実地監察等の概要

ア 受察機関

周期的な監察を基本としつつ選定した、以下の１０機関等

統合幕僚監部	
陸上自衛隊	関東補給処
海上自衛隊	呉地方隊
	航空補給処
航空自衛隊	第３補給処
地方防衛局	北関東防衛局
	中国四国防衛局
防衛装備庁	内部部局
	電子装備研究所
	先進技術推進センター

※この他に抜き打ち防衛監察を実施した。

イ 内容

アンケート調査、現場等の確認、契約関係書類の調査、関係職員との面談を行った。

アンケート調査の結果は、別紙のとおりである。

2 監察の結果

令和元年度監察の結果、入札談合防止に向けた各種施策について取組が形式的なものにとどまり、関係規則の趣旨を十分踏まえたものになっていない状況が一部において見られたが、全般的に適切な取組がなされていることを確認した。

機関等においては、調達等関係業務を実施している当事者としての意識を持ち、入札談合防止に係る各種施策を確実に励行し、入札談合防止に取り組む必要がある。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

入札談合防止に向けた施策の一つとして、競争性を拡大することは有効な施策として認知されているところ、防衛省では、「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する大臣指示」（防衛大臣指示第6号。21. 12. 21）（以下「平成21年度大臣指示」という。）において、一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図ることを指示している。

(イ) 競争性のある契約方式の採用状況及び拡大への取組

a 競争性のある契約方式の採用状況

競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）の採用状況として、受察機関における過去3か年分の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、競争性のある契約方式を採用した割合が、契約金額ベースで全体の95パーセントを超えていることが確認された（5機関等）。一方で、競争性のある契約方式を採用した割合が契約件数ベースで全体の30パーセント（1機関等）又は契約金額ベースで全体の40パーセント台にとどまるなどの状況が見られた（1機関等）。

また、「公共調達の適正化について（通知）」（経装第8668号。18. 9. 8）においては、技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとしており、総合評価落札方式の採用実績が確認された（5

機関等)。

b 競争性のある契約方式の拡大への取組

(a) 標準的な取組

競争性のある契約方式の拡大については、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日・行政改革推進会議）（以下「調達改善の取組強化（調達改善の取組指針）」という。）では、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）（以下「予決令」という。）に規定する少額を理由とする随意契約（以下「少額随意契約」という。）の改善に向けた標準的な取組として、調達の一括化が例示されている。

監察の結果、少額の調達要求を取りまとめて一般競争入札に付す取組が見られた（4機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 少額の調達要求をさらに取りまとめる余地が認められた（3機関等）。

機関等においては、少額の調達要求を取りまとめて一般競争入札に付すことにより、競争性のある契約方式の拡大について、積極的に取り組む必要がある。

(b) 発展的な取組等

調達改善の取組強化（調達改善の取組指針）では、発展的な取組として、オープンカウンター方式（※）の採用及び少額随意契約が可能な金額以下での一般競争入札の実施が例示されている。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

（※）発注者が見積りの相手方を特定しないで、調達内容・数量を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式のこと

- 競争性のある契約方式の拡大のための取組として、少額随意契約が可能な金額であっても随意契約を行わずに一般競争入札に付していることを確認した（2機関等）。
 - 受察機関によりその対象範囲に差異が見られたものの、オープンカウンター方式を導入していることを確認した（7機関等）。
 - 少額随意契約の上限額を独自に引き下げることにより、一般競争入札の拡大を図っていた（5機関等）。
 - 少額随意契約の上限額の引下げの施策が一過性のものにならないよう内部規則化するなどしていた（5機関等）。
- 一方、次のような改善すべき事例が見られた。
- 特段の理由なく、少額随意契約の上限額の引下げの対象を

物品購入のみに限定していた（３機関等）。

機関等においては、契約実績を分析するなどして各取組の実効性を高め、競争性のある契約方式の拡大に積極的に取り組む必要がある。

(イ) １者応札等の状況、原因分析及び同状況の解消へ向けた取組

一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が１者のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件（以下「１者応札等」という。）については、その原因を分析し、事後の案件において、その状況を解消することによって入札等参加者の拡充を行い、競争性の拡大を図る必要がある。

a １者応札等の状況

１者応札等の状況について、受察機関における過去３か年の契約実績について調査を実施した。

監察の結果、１者応札等が発生していたが、１者応札等となった案件には、例えば、カタログ製品であるオフィス家具や事務用消耗品の調達等、複数の事業者等が応札可能と考えられる案件も存在していたことから、１者応札等の解消の余地はあるものと考えられる。

b １者応札等の解消に向けた取組

１者応札等の解消に向けた取組として、調達改善の取組強化（調達改善の取組指針）においては、その要因や財・サービスの提供者の状況調査等を踏まえ、競争参加資格や仕様等の見直しを行うことが必要とされている。

監察の結果、入札参加が見込まれた業者への入札不参加理由等の聞き取りやアンケートが実施されており（７機関等）、検証及び分析の結果を調達要求部署と情報共有していることを確認した（４機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 相互に連携して仕様書記載内容に競争性を確保させたり、調達要求時期を前倒ししたりする等の具体的な１者応札等の解消に向けた取組については確認できなかった（９機関等）。

機関等においては、１者応札等の解消に向けた施策について、仕様等の見直しのみならず、後述する公告期間等の見直し、入札情報の充実等について積極的に取り組む必要があるほか、これらの施策の実施に当たっては、契約部署と調達要求部署の連携が必要であることから、両部署を積極的に連携させる取組を講じるなどして競争性の拡大を図る必要がある。

(ウ) 公告期間等の見直し

平成２１年度大臣指示に基づき、十分な公告期間等を確保すること

により競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、予決令の規定よりも長い公告期間等を設定することで、十分な公告期間等を確保するという推奨される取組が見られた（９機関等）。

機関等においては、例えば、契約部署と調達要求部署との間で希望契約時期、履行期間等に関する情報を共有し、所要の時期に調達要求書を提出する調整を行うなどして、十分な公告期間等を確保するための措置を講じることにより競争性の拡大を図る必要がある。

(エ) 入札情報の充実

平成２１年度大臣指示に基づき、入札情報の充実を図ることにより競争性の拡大を図る必要がある。

監察の結果、公告や公募（以下「公告等」という。）を、ホームページや庁舎に掲示するだけでなく、近隣の商工会議所等にもその掲示を依頼するなど、入札情報の充実のための積極的な取組が見られた（７機関等）。

一方、公告等の掲示場所がホームページ及び庁舎の掲示板のみにとどまっていた（２機関等）。

また、「航空自衛隊第１補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書」（平成２２年１２月１４日・防衛省。以下「１補事案報告書」という。）においては、入札情報の充実等による競争性確保のための改善措置として、仕様書情報をホームページに掲載することを例示している。そして、「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（通知）」（装装制第１０１号。２７．１０．１）では、公告等をホームページに掲載する際は、不開示情報を含む場合を除き、併せて仕様書等も掲載するよう努めることとしている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 公告等のホームページへの掲載を行っていたものの、不開示情報がないにもかかわらず、仕様書等を掲載していなかった（３機関等）。

機関等においては、不開示情報に留意しつつ、ホームページへの仕様書等の掲載に努めるとともに、公告等の掲示場所の拡大等を通じて積極的に入札情報の充実に取り組むことで、競争性の拡大を図る必要がある。

(オ) 新規参入者の拡充に向けたその他の取組

新規参入者を拡充するためのその他の取組としては、競争参加資格の条件を緩和したり、新たに入札等に参入する事業者等を開拓したりすることが考えられる。

監察の結果、次のような推奨される取組が見られた。

- 競争参加資格の条件を緩和していた（９機関等）。
- 新規業者の入札参加促進を目的として、調達部職員の名刺にホームページの調達情報へのリンクのＱＲコードを表示していた（１機関等）。
- 地方新聞への公告等掲載及び商工会議所における発注工事に係る業務説明会を実施するなど、積極的に新規参入者の開拓に努めていた（１機関等）。

機関等においては、競争参加資格の条件の緩和に努めるとともに、積極的に新規参入者の拡充に向けた取組を推進することで競争性の拡大を図る必要がある。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格算定部署と契約部署の相互けん制機能

「調達改革の具体的措置」（平成１１年４月２日・防衛庁）において、契約相手方からの過大請求事案の背景として、契約部署及び原価計算部署の相互けん制が十分に機能しなかったことが指摘されているところ、予定価格算定部署と契約部署の相互けん制機能を十分に働かせることは、入札談合防止の観点からも有効である。

監察の結果、予定価格算定業務と契約業務とを別の部署で行わせるか、或いは人的制約がある受察機関においては、調達案件ごとに業務を分離して行わせることで、同一職員が予定価格算定業務と契約業務を担当することがないようにしていた（８機関等）。

機関等においては、不正防止の観点から、予定価格算定業務と契約業務を同一の職員に担当させないようにするなどして、相互けん制機能を働かせることが望ましい。

(イ) 指名随契審査会等の活用

「公共調達の適正化を図るための措置について（通知）」（装管調第１０７号。２７．１０．１）（以下「公共調達適正化通知」という。）では、随意契約を行う場合、契約関係者以外の者を含む複数の者により、随意契約によることとした理由等について審査を行う措置を採ることとしており、また、この措置に当たっては、指名随契審査会等（以下「審査会等」という。）の積極的な活用留意することとしている。このような審査会等の活用は、入札参加者として特定の者を指名することにより談合をほう助するといった入札談合等関与行為を抑止する観点からも有効である。

監察の結果、審査会等を活用し、指名競争契約、随意契約の適否等について審査を実施する内部規則等を定めており（９機関等）、そのうち、第三者的立場の職員を審査会等を含めることにより客観的な視

点の保持に努めていることも確認した（８機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 審査会における実質的な議論を経ることなく、審議案件が少ない等の合理的ではない理由で個別に決裁をとる持ち回り方式で形式的に実施していた（２機関等）。

○ 議事録を作成していない、又は議事録に審議結果を記載しておらず、事後的検証が困難であった（２機関等）。

機関等においては、競争性のない契約方式を採用する場合、審査会等を活用するなどして、その適否等について確実に審査を行う必要がある。さらに、事後の契約において契約方式を選定する際の参考とするため、また、契約の適否等について事後的な検証を可能とするため、議事を詳細に記録することが望ましい。

(ウ) 仕様書等の作成、点検体制等

１ 補事案報告書では、第１補給処において、①特定の企業に仕様書作成業務の協力を依頼する、②官側が希望する企業に落札させようと、多数品目を入札単位とし、かつ、同一メーカーの商品で統一して調達要求するなどの不適切な行為が行われていたことを指摘した上で、今後の改善措置の一つとして、仕様書の作成要領の見直しを行うとともに、チェック機能の強化を行うとしている。具体的には、以下のとおりである。

a 機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領

「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）」（装装制第７０７７号。３１．３．２９）（以下「カタログ仕様書通知」という。）においては、カタログ仕様書を作成する場合、カタログ製品名を複数記載するとともに、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載し、特定の製品名を記載する場合には、製品指定理由書又は調査結果報告書（以下「製品指定理由書等」という。）を作成することとしている。

監察の結果、カタログ仕様書通知に基づく仕様書等の作成が行われていることを確認した（８機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 合理的とはいえない理由が記載された製品指定理由書や、十分な調査がなされたとはいえない内容の調査結果報告書が散見された（６機関等）。

機関等においては、カタログ仕様書を作成するに当たり、合理的な理由がないにもかかわらず、形式的な製品指定理由書等の作成によって製品を指定すること等がないよう、カタログ製品名の複数記

載、同等以上の製品を許容する旨の付記、製品指定理由書等の作成等を適切に行う必要がある。

また、次のような改善すべき事例が見られた。

- 公告前の仕様書案の確認を、複数の事業者に対して依頼していた（１機関等）。

仕様書の中立性・客観性を担保することを意図したものであったが、複数者といえども特定の者に公表前の仕様書案等を確認させることは、公平性を損ねているとの批判を受けるおそれがあるため、機関等においては、仕様書案等の公表前の資料に対する意見聴取を行う際、事前にホームページに当該仕様書案等について意見聴取する旨掲載するなど、手続きに関して公平性及び透明性の確保に留意することが必要である。

b 物品・役務等調達関係チェックシートによる点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（装管調第１１５号。２７．１０．１）（以下「入札状況報告通知」という。）において、調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、一定の要件を満たす案件について、前述したカタログ仕様書へのカタログ製品名の複数記載、特定の製品を指定した場合の製品指定理由書等の作成に関して確認を行う必要がある。これらのチェック項目等が設けられた物品・役務等調達関係チェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、点検を行うこととしている。

監察の結果、チェックシートを用いた点検が行われていたことを確認した（９機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 確認者の名前及びチェック項目にあらかじめ印字されたチェックシートを使用しており、実際に確認者が自ら確認しているか疑わしい状況があった（１機関等）。
- チェック誤り又はチェック漏れがあるにもかかわらず、確認者による認証が行われているなど、適切に点検を行っていない（３機関等）。

機関等においては、チェックシートによる点検を確実に行うよう、改めて関係職員を指導するとともに、チェックシートの全項目を確実に点検したことについて疑念を持たれない方法、例えば、確認者が、全てのチェック項目の点検が行われたことを確認し、その上で自らの氏名等を記載することを徹底するなどにより、チェック漏れの防止を図る必要がある。

(エ) ３年以上補職替え等のない調達等関係職員

平成２３年９月に公正取引委員会から公表された「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（以下「実態調査報告書」という。）では、長年の接触機会を通じて業界関係者等と発注機関の職員との間に一定の関係が醸成されることが、業界関係者等と職員双方が互いに無理を言いやすい環境や法令に違反するような行為を求める働きかけを職員が断りにくい状況を生み、入札談合等関与行為等を引き起こす要因になると指摘している。

防衛省においては、「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について（通達）」（防人１第２６２号。１４．１．１７）を定め、事業者等との癒着防止等のため、調達等関係職員及び補助金等関係職員（以下「調達・補助金等関係職員」という。）については、その補職替え又は配置替え（以下「補職替え等」という。）の日から起算して３年を超える日までに同一職務以外の職等へ補職替え等を行うものとしている。また、３年以上同一職務に従事させざるを得ない者については、その事情等について、上級機関等に通知しなければならないとしている。

監察の結果、独自に調達・補助金等関係職員の名簿を作成・更新すること等により、３年以上同一職務に従事させざるを得ない者を把握し、適切に通知を行っていた（３機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 調達等関係業務を実施しているにもかかわらず、調達等関係職員として管理されていない職員や正確な在職期間が把握できていない職員が存在した。また、その結果、上級機関等への通知の内容が正確性を欠いているものとなっていた（６機関等）。
- ３年以上補職替えのない調達等関係職員に関する上級機関等への通知が、期限内に行われていなかった（２機関等）。

機関等においては、各部署の連携の下、職員の業務内容を確認するなどして、調達・補助金等関係職員に該当する職員及びその在職期間を正確に把握した上で、上級機関等への通知を確実に行う必要がある。

また、機関等においては、補職替え等が困難な調達・補助金等関係職員について、３年以上同一職務に従事させざるを得ない場合であっても、前述の通達の趣旨を踏まえ、外形上の処置で済ませることなく、できるだけ早い時期に当該職員の補職替え等を行うよう努める必要がある。

ウ 業界関係者等との対応要領

実態調査報告書によると、発注機関の退職者を含む業界関係者等からの働きかけを通じて、秘密情報を漏えいするなどの入札談合等関与行為

に至る事例が複数認められており、発注業務において担当職員等が業界関係者等と接触する機会は一時的に生ずるものであることから、発注機関としては、このような日常的な業務環境に内在するリスクを認識し、積極的に対策を講じておくことが望ましい。

防衛省においては、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19. 8. 30）及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」（装管調第89号。27. 10. 1）（以下、両者を合わせて「対応要領通達等」と総称する。）を定めて、業界関係者等との対応要領を規定している。

（ア）接触場所の制限

対応要領通達等は、業界関係者等と接触を行う場合、庁舎内にあつては、会議室等執務室以外の区画で行わなければならない、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置が講じられた場所で行わなければならないとしている。

監察の結果、会議室等執務室以外の場所や、執務室内をパーティションにより暫定的に区画するなど、何らかの情報保全措置を施した場所において、業界関係者等と接触していることを確認した（9機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- パーティション等の一部がないために、接触場所が他の業界関係者等から視認できる状況となっていた（3機関等）。
- 業界関係者等と接触する場所を、パーティション等により区画しているものの、その高さが不十分であるなどの理由により、接触場所から職員の使用しているパソコンの画面や机上の書類が視認可能な状態となっていた（1機関等）。
- 業界関係者等との接触場所として対応要領通達等で認められていない執務室内等で接触していることを確認した（3機関等）。

機関等においては、調達等関係業務に従事している職員が業界関係者等と接触するに当たり、接触場所における情報保全措置を適切に講じているかについて再度確認する必要がある。

（イ）接触の方法等

対応要領通達等は、業界関係者等と接触を行う場合、原則として複数の職員で行うこととし、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合等であつて、やむを得ない事情がある場合に限り、職務上の上級者の了解を得て単独で接触することができるとしている。また、接

触に当たっては、業界関係者等に対して、対応要領通達等で定めるところの働きかけを受けた場合の措置をあらかじめ伝えけるとともに、防衛省の退職者であるか否かの確認（以下「退職者確認」という。）を行い、防衛省の退職者が含まれる場合は幹部職員又は幹部相当の職員を1名以上含めて対応することとしている。

監察の結果、業界関係者等との接触の際に、接触した業界関係者等の氏名、接触日時、対応者の氏名等を来訪記録簿に記録することを定めていた（8機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 来訪記録簿の未作成（1機関等）又は誤記、記載漏れが多数（1機関等）見られた。その結果、対応要領通達等に定める対応がなされていたかについて、事後的に確認することができなかった。
- 単独接触できる要件を満たしていないにもかかわらず、単独接触していると強く疑われる状況が見られた（5機関等）。
- 対応要領通達等を十分に理解しておらず、どのような場合でも上級者の了解があれば単独での接触が可能であると誤解している職員が存在した（1機関等）。
- 退職者の記録が作成されていなかったため、退職者確認を行っていたのか事後的に確認することができなかった（3機関等）。
- 管理者等による接触状況の確認記録を作成していなかったため、管理者等による把握が行われていたのか事後的に確認することができなかった（2機関等）。
- 働きかけを受けた場合の対応措置をあらかじめ業者に周知させる必要があることを知らない職員が散見された（4機関等）。

機関等においては、例えば、管理者等による、来訪記録簿を活用して業界関係者等との接触状況を把握した上での必要な指導の実施及び後述する教育の充実を通じて、対応要領通達等が規定する業界関係者等との対応要領を確実に励行する必要がある。

(ウ) 働きかけを受けた場合の措置

対応要領通達等において、調達等関係業務に従事している職員は、働きかけを受けた場合、働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに「業界関係者等からの働きかけに関する報告書」（以下「報告書」という。）を作成することとしている。

監察の結果、働きかけを受けたことがないとして、報告書の作成実績がないことを確認した（9機関等）。

機関等においては、働きかけを受けた場合の措置の重要性を認識した上で、職員が適切に対応できるよう、繰り返し教育を行う必要があ

る。

(エ) 研究開発、機種選定等に従事している職員

対応要領通達等は、調達等関係業務に従事している職員のうち装備品等の研究開発、機種選定等に従事している職員について、対象者一覧表の作成を規定しているところ、平成29年2月に対応要領通達等が改正され、対象者一覧表の作成に当たっては、従事する研究開発・機種選定ごとに作成することとされた。

監察の結果、研究開発、機種選定等を行っている受察機関において、対応要領通達等の改正後の規定に基づき、対象者一覧表が作成されていることを確認した（3機関等）。

エ 不正防止に向けた契約事務手続上の取組

契約事務手続においては、発注に係る秘密情報を適切に管理する必要があるほか、入札のように、直接、業界関係者等と接触して行う業務もあることから、機関等においては、不正防止の重要性を認識しつつ契約事務手続を着実に実施していく必要がある。

(ア) 情報の適切な管理

実態調査報告書によると、過去の入札談合等関与行為の事例では、職員による発注に係る秘密情報の漏えいに関するものが多く見られることから、その防止のためには、こうした情報を適切に管理することが求められる。

a 予定価格調書等の管理

「入札談合の防止に向けて」（令和元年10月版・公正取引委員会事務総局）（以下「入札談合の防止に向けて（公正取引委員会事務総局）」という。）には、入札談合等関与行為に関して、特定の事業者又は事業者団体が知ることにより入札談合を行うことが容易になる情報の具体例として、予定価格が示されている。また、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通知）」（装管原第83号。平成27年10月1日）（以下「予定価格算定基準訓令の細部事項通知」という。）は、予定価格の算定の基礎とした数値及び数式は、競争参加者による予定価格の推定を容易にするおそれがあることから、職務上知る必要のある国の職員以外の者にこれを開示してはならないとしている。

監察の結果、予定価格並びにその算定の基礎とした数値及び数式（以下「予定価格等」という。）を記載した書類やデータを一般の行政文書と区別しており、書類については鍵のかかる書庫に保管し（7機関等）、データについてはパスワードを設定したり、アクセス制限のあるフォルダに格納するなどして保全措置を講じていた（6機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 予定価格等を記載した書類が、鍵のかかる書庫等で施錠管理されていなかった（２機関等）。
- 予定価格等のデータが原価計算部署の共有サーバ内に格納されており、職務上知る必要のない職員が閲覧できる状態にあった（３機関等）。

機関等においては、予定価格の漏えい防止のため、予定価格等について、職務上知る必要のある職員以外の者が閲覧できないよう必要な措置を講じる必要がある。

b 調達要求書等の管理

入札談合の防止に向けて（公正取引委員会事務総局）には、予定価格に加えて、予定価格が容易に推測できる予算額も、入札談合を行うことが容易になる情報の具体例として示されている。

また、「調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）」（防人計第８５００号。平成１９年８月３１日）（以下「懲戒処分等基準通達」という。）には、調達経理業務に関する違反行為の具体的類型例として、業界関係者に予定価格を容易に推測できる予算額、計算価格、見積等を教えること等が挙げられている。

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 予算額が記されている調達要求書又はそのデータに保全措置を講じていなかった（７機関等）。
- 業者に委託している業務内容に調達要求書の確認行為等が含まれており、業界関係者が調達要求金額を把握することが可能な状態となっていた（２機関等）。

機関等においては、調達要求書の金額の情報が予定価格の類推が可能な情報となり得ることを認識し、発注に係る秘密情報漏えい防止の観点から、業界関係者が調達要求金額を把握できる環境を排除する必要がある。

c 予定価格の類推防止

前述のとおり、予定価格は、特定の事業者等が知ることにより入札談合を行うことが容易になる情報であり、入札状況報告通知においても、調達業務に当たって取り組むべき実施事項の一つとして、予定価格を容易に類推されないよう努めることとしている。

監察の結果、取得した見積資料、過去の契約実績、インターネット調査による市場価格、カタログ価格等の比較検討を行った上で予定価格が算定されていることを確認した（９機関等）。

機関等においては、入札状況報告通知に定められたチェックシー

トを活用するなどして、予定価格を適切に作成することにより、予定価格の類推防止に取り組む必要がある。

(イ) 入札参加希望者等相互の情報交換の防止

「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月5日・公正取引委員会）によると、入札に参加しようとする事業者等が当該入札に関する情報を相互に交換することは、独占禁止法上問題となり得る。

a 仕様書等の配布要領

仕様書等の入手を希望する者は入札に関心のある者であることからすると、当該希望者を相互に認識させないようにして仕様書等を配布することは、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる方法として有効である。

監察の結果、当該機関等のホームページ等から仕様書を直接ダウンロードさせ、又は一件一葉式の申込用紙に記入させた上で仕様書を手交するなど、仕様書等の入手希望者を相互に認識させないような方法で仕様書等を配布していた（9機関等）。

機関等においては、仕様書等の配布に当たり、ホームページから直接ダウンロードさせるなどして、仕様書等の入手希望者を相互に認識させないような方法を採用することが望ましい。

b 入札参加希望者の待機要領

入札開始前に、職員の立会なく入札参加希望者のみを入札室に在室させると、入札参加希望者が相互に情報交換を行う可能性がある。

監察の結果、入札室を開場した後は、職員立会の下で入札参加希望者を待機させていることを確認した（6機関等）。

機関等においては、入札室の開場から入札開始までの間、入札参加希望者だけが在室する状態を作らないよう取り組むことが望ましい。

c 電子入札・郵便入札

電子入札及び郵便入札は、入札参加希望者が相互に認識し合うことなく入札を執行することが可能な入札形式であり、入札参加希望者相互の情報交換のリスクを減少させる方法として有効である。また、1補事案報告書においては、電子入札の導入促進に努めることとしている。

監察の結果、郵便入札が認められていたほか（8機関等）、電子入札が導入済み（4機関等）又は電子入札の導入が検討されていることを確認した（1機関等）。

また、予決令は、開札には入札者を立会させなければならない、入

札者が立会しないときは、入札事務に関係のない職員を立会させなければならないとしていることから、郵便入札の開札には入札事務に関係のない職員を立会させる必要がある。

監察の結果、郵便入札の開札に入札事務に関係のない職員を立会させていることを確認した（６機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 郵便入札に立会した２名が、両名とも入札事務に関係する職員であった（１機関等）。

機関等においては、郵便入札について、予決令の規定に留意しつつ、これを活用するほか、電子入札の導入促進に努める必要がある。

d その他

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 電子入札の開札が、入札公告における開札場所と異なる場所で実施されていた（２機関等）。

機関等においては、入札手続きの透明性、公平性の観点から入札公告に訂正がある場合は、訂正公告を出す必要がある。

(ウ) 入札及び契約に係る情報の公表

公共工事にあつては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号）に基づき、公共工事の発注見通しや契約の実績等について、公共工事以外にあつては、公共調達適正化通知に基づき、予定価格が一定金額を超える契約に係る情報について、それぞれ公表することとしており、入札に関する情報を適切に公表することは、公共調達における入札談合防止に向けた有効な施策の一つである。

監察の結果、適時に公表が行われていることを確認した（９機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 公表内容に漏れがあり、正確性を欠くものが見られた（６機関等）。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第６９３９号。２８．３．３１）では、閲覧に供するために建設工事の契約に関する情報を文書閲覧窓口（閲覧文書の閲覧を希望する部外者からの申し出に応ずるために防衛省発注機関の長が定める閲覧場所）に備え置かなければならないとしている。

監察の結果、建設工事の契約があり、閲覧に供するために建設工事の契約に関する情報が備え置かれていることを確認した（４機関等）。

機関等においては、入札談合防止における公表の重要性を認識した

上で、例えば、公表の対象となる案件の一覧表を作成し、契約関係帳簿等との突合点検を複数の職員により実施するなどの態勢を確立し、正確な公表を行う必要がある。

オ 入札過程の監視、入札結果の検証等

(ア) 入札過程の監視及び入札談合情報の取扱い

平成21年度大臣指示において、各調達機関自らが入札過程の監視の強化を図ることとされているほか、公正取引委員会との連携を図りつつ入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（防整施第15572号。27.10.1）及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第116号。27.10.1）（以下、両者を合わせて「談合情報等対応マニュアル」と総称する。）を定めている。

監察の結果、談合情報等対応マニュアルに定められた入札及び契約の公正に係る審査を行う審査機関を設置し、談合情報及び談合疑義事実への対応要領並びに公正取引委員会への通知要領を整備していることを確認した（9機関等）。また、実際に公正取引委員会に通知を実施しており、これらの対応要領等が適切に機能していることを確認した（3機関等）。

(イ) 入札結果の事後的検証

平成21年度大臣指示において、各調達機関自らが入札結果の検証態勢の強化を図ることとされている。

監察の結果、分析ツールを用いるなどして、入札結果の事後的検証を実施していることを確認した（8機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 検証結果について調達要求部署と契約部署との間で情報共有を図っておらず、連携した検証が実施されていなかった（6機関等）。

○ 複数年度にわたる分析が行われていない、又は検証対象が一部の品目のみに限定されているなど、検証対象の拡大の余地が認められた（7機関等）。

機関等においては、入札結果の検証の重要性を踏まえ、談合はないであろうという先入観を排し、検証品目や検証項目等、検証内容を充実させる必要がある。また、調達要求部署と契約部署が検証に関する情報を共有し、連携する等、検証態勢の強化を図る必要がある。

(ウ) 入札状況の報告

入札状況報告通知では、契約金額が500万円を超える入札契約の報告を行うほか、予定価格と落札価格が同一の入札案件が発生した場

合、速やかに事実関係の確認、業者へのヒアリング、談合情報等の有無等の調査を行い、その結果等について通知することとしている。

監察の結果、報告又は通知が行われていることを確認した（９機関等）。

一方、次のような改善すべき事例が見られた。

- 契約金額が５００万円を超える入札契約の報告に漏れがあった（２機関等）。
- 契約金額が５００万円を超える入札契約の報告に報告期限が守られていない報告対象案件があった（２機関等）。
- 予定価格と落札価格が同一の入札案件の通知に漏れがあった（１機関等）。

機関等においては、報告内容等の点検態勢を整備するなどして、入札状況報告通知に定められた事項について、適時適切に漏れのない報告又は通知を行う必要がある。

(2) 教育の実施状況、法令等の理解度等

平成２１年度大臣指示は、入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ることとし、その際、特に、業界関係者等との対応要領や談合情報等対応マニュアルにのっとりた対応の周知徹底を指示している。また、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第６１８６号。２３．５．１７）では、全ての調達等関係職員に対して、新着任者教育のほか、年１回以上、入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育を実施することとしている。さらに、対応要領通達等は、調達等関係業務に従事している職員と業界関係者等との不適切な接触等が、懲戒処分等基準通達における懲戒処分等の対象になることにも留意し、対応要領の内容の理解及び遵守に努めることとしており、その教育の実施状況について、年度ごとに取りまとめ、当該年度の翌年度４月末日までに報告することとしている。

ア 教育の実施状況等

監察の結果、次のような改善すべき事例が見られた。

- 教育の計画や実施記録がない（４機関等）、又は受講者を把握していなかったため（２機関等）、全ての調達等関係職員に対して教育が実施されていたか否かを確認することができなかった。
- 調達等関係職員の新着任者に対する教育が未実施、或いは実施記録が残っていなかった（６機関等）。
- 教育すべき内容が記載された関係文書が配布されていないことや、

自ら設定した保存期間が満了したとして係る関係文書を廃棄したため、当該文書の内容を確認できない状況が生起し、教育を実施すべき項目が教育資料に含まれていなかった（５機関等）。

○ 教育に参加しなかった者に対する教育について、資料配布のみであったり、実施記録が残されていないなど、別途教育が行われていたのか不明であった（６機関等）。

○ 課室等の長が、研究開発及び機種選定等の開始に先立ち、対応要領通達等の内容について周知を図る際、周知方法が講義又は面談形式による教育ではなく、資料配布のみであった（１機関等）。

○ 教育の実施状況に係る報告の必要性を認識していないなどの理由で、報告がなされない状況が発生していた（２機関等）。

内部部局、各幕僚監部等は、関係機関等に確実に文書を配布し、機関等に対しその内容を周知徹底する必要がある。また、機関等においては、全ての調達等関係職員に対して教育を漏れなく実施するとともに、その実施状況について報告する必要がある。さらに、調達等関係職員は、その職責を自覚し、必要な教育を受ける必要がある。

イ 法令等の理解度等

平成２１年度大臣指示のとおり、入札談合を防止するための各種施策の実施に当たっては、業界関係者等との対応要領や談合情報等対応マニュアルに基づく対応など、入札談合等関連法令に定められた事項に関する職員の十分な理解が必要である。

監察の結果、受察機関に対する入札談合防止に関する事前のアンケート調査において、約９０パーセントの職員が、入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答（別紙参照）したものの、面談等で直接、入札談合防止に関する基本的な事項（業界関係者等との対応要領、談合情報等対応マニュアルの内容、入札談合等関与行為の４類型等）について尋ねた結果、例えば、談合情報に接した際の通報先を知らない、公益通報の通報先と混同している、働きかけを受けた場合の措置事項を知らないなど、法令等の理解が十分とはいえない職員が散見された。

機関等においては、入札談合を防止するための各種施策の励行のために必要な法令等の理解度の向上を図る観点から、形式的な教育の実施にとどまることなく、例えば、職員の職務内容に即した具体例を挙げて職員が理解しやすいように教育内容を工夫するなど、教育について不断の改善を図る必要がある。

(3) 年度末の予算執行

「平成２２年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大

臣指示」(防衛大臣指示第6号。23. 11. 21)では、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり、調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行を行うことを、厳に慎むこととされている。

監察の結果、昨年度に引き続き、年度末における無理な予算執行が疑われる案件は見られなかった(9機関等)。日数に制約がある中、無理な予算執行を行う過程で、特定の業界関係者等との関係が生じた場合、それが談合の温床となり得ることから、機関等においては、年度末における無理な予算執行を防止する意義を全ての職員に認識させるための教育を実施し、予算を適正に執行する必要がある。

(4) 情報システムの適切な価格水準での調達

防衛省・自衛隊の指揮統制、運営等を実施するための重要な基盤である情報システムについて、中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)において、「情報システムについて適切な価格水準で調達を行う」こととされているところ、この実現のためには、複数企業が入札に参加し、競争原理を働かせることで価格競争を生じさせること、及び複数企業から取得した見積資料や情報システムに係る市場の価格動向を考慮の上、予定価格等を適切に算定することが重要である。

入札談合防止に向けた施策の一つとして、競争性を拡大することが有効な施策として認知されているところ、これまで、防衛省では平成21年度大臣指示において、新規参入者を拡充し、競争性の更なる確保を図ることを指示し、競争性の拡大に努めてきた。

情報システム調達においても、入札談合防止に向けた施策の一環として、また、適切な価格水準での調達実現のために、情報システムの性質や調達の難易度に応じて、情報の保全や応札者の技術力等に留意した上で、1者応札等の改善により競争性の拡大を図る必要がある。「情報システムについて適切な価格水準で調達を行うための措置について(通達)」(防装庁(事)第167号。令和元年9月30日)(以下「情報システム調達通達」という。)において、防衛監察本部は、これらの措置の実施状況を確認することとなった。その確認結果は次のとおりである。

ア 1者応札等の改善に向けた取組

(ア) 適正な仕様書の作成

情報システム調達通達において、1者応札等の要因となる情報の格差の解消のために、情報システムの網羅的かつ詳細な仕様書を作成するものとされている。

監察の結果、仕様書作成を行っている受察機関において、以下の要件を具備した仕様書の作成に努めていることを確認した(2機関等)。

- a 情報システムが備えるべき機能要件、品質及び技術要件を明らかにした要件定義書の作成が必要に応じて行われていた。
- b 仕様書を契約相手方が実施する業務内容に応じて競争性が確保される合理的な調達単位で作成しており、仕様書に調達単位毎の契約相手方における役割分担を明示していた。
- c 仕様書にハードウェア、ソフトウェアの機能要件、性能要件、保守要件及びサービスレベルが必要に応じて明示されていた。
- d 仕様書に契約相手方に求める作業内容が必要に応じて明示されていた。

(イ) 部外の知見の活用

情報システム調達調達において、「電子計算機システムの整備について（調達）」（防装通第3847号。平成6年6月29日）（以下、「電子計算機システム整備調達」）が適用される総額が10億円以上の電子計算機システム以外の情報システムについて、仕様書を作成した場合、情報の格差を是正する観点から、あらかじめ防衛装備庁長官に協議し、防衛装備庁長官が必要と認めるときは、部外の者に対し、当該仕様書の評価を依頼するものとされている。

監察の結果、情報システム調達調達の発出後、監察対象期間中に、仕様書案を作成し調達が行われた案件は確認できなかった。

機関等においては、電子計算機システム整備調達が適用されない情報システムについても、積極的に部外の知見を活用する必要がある。

(ウ) 総合評価落札方式等の活用

情報システム調達調達において、必要に応じて総合評価落札方式等を活用するなどの措置を講ずるものとされている。

監察の結果、情報システム調達調達の発出後に、総合評価落札方式等が活用された案件は確認されなかったものの、情報システム調達調達の発出前から、必要に応じて情報システム調達に総合評価落札方式を活用していることを確認した（1機関等）。

機関等においては、情報システムの性質、調達の難易度等を踏まえ、必要に応じて情報システム調達に対しても総合評価落札方式等を活用する必要がある。

イ 予定価格等の適正性の確保

(ア) 市場価格方式の徹底

「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（防衛庁訓令第35号。昭和37年5月25日）第4条1項及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」（防経装第8927号。平成25年6月26日）第5項に基づき、情報システムの調達に限らず、全ての調達物品等の予定価格の決定の基準となる計算

価格の算定において、原則として、市場価格方式によって計算することとされている。

監察の結果、予定価格を算定している受察機関において、入札状況報告通知で作成が義務付けられている物品・役務等調達関係チェックシート（予定価格算定・契約部署用）が作成されていること、また、当該チェックシートに予定価格の算定方式が市場価格方式又は原価計算方式に決定される過程が記録されていること、さらに、組織の内部統制として当該チェックシートの確認時に班長級以上の確認者の署名又は押印が行われていることを確認した（２機関等）。

(イ) 原価計算方式による場合の留意点

a 複数企業から見積資料の提出を求める。

情報システム調達通達に基づき、予定価格の算定に当たって、市場価格方式により難しい場合で、原価計算方式により計算するときは、複数企業から見積資料の提出を求めるものとされている。

監察の結果、見積資料の提出を複数企業に求めている、或いは複数企業に見積資料を求めた記録が残っていない事例を確認した（２機関等）。

機関等においては、予定価格の算定に当たって原価計算方式により計算するときは、複数企業に見積資料の提出を求める必要があり、事後的検証のために、複数企業に見積資料を求めた記録を残す必要がある。

b 標準資料を用いて予定価格を算定する。

予定価格算定基準訓令の細部事項通知及び「令和元年度に契約する情報システムの価格計算に適用する実例技術者料金及び協議の様式について（通知）」（装管原第７５６３号。令和元年１０月８日）（以下「実例技術者料金及び協議様式の通知」という。）に基づき、情報システムの予定価格については、業務内容に応じた技術者料金を適用することとされ、原則として「標準資料として認められる取引の実例価格として一般に公表されている技術者料金」（以下「実例技術者料金」という。）及び複数の企業見積りの値を比較・検討して算定するものとされている。

また、実例技術者料金を超えて発生する費用を別途計算する場合若しくは実例技術者料金を使用できず特定の事業者に係る経費率調書の値を適用する場合は、その計算方法若しくはその理由を事前に防衛装備庁調達管理部原価管理官（以下「原価管理官」という。）と協議し、妥当性を認めてもらう必要がある。

監察の結果、予定価格を原価計算方式で作成していること、実例技術者料金及び協議様式の通知の発出後の監察対象期間中に、情報

システム調達における予定価格が原則として標準資料である実例技術者料金及び複数者の企業見積りの値を比較・検討して算定されていることを確認した。また、実例技術者料金が適用できない場合においては、適切に原価管理官との協議が行われていることを確認した（１機関等）。

c ファンクション・ポイント法の活用

予定価格算定基準訓令の細部事項通知第７項に基づき、ソフトウェアに係る製造原価の計算においては、原則として、仕様書に基づきソフトウェアが備えるべき機能数、複雑度等を数値化したファンクション・ポイント法（※）により計算するものとされている。

（※）ソフトウェアに求められる機能等に着眼して、ソフトウェアの開発規模（工数）を見積もる手法であり、特定の企業の開発技術や作り方に依存せず、客観的な開発規模を見積もることが期待される手法

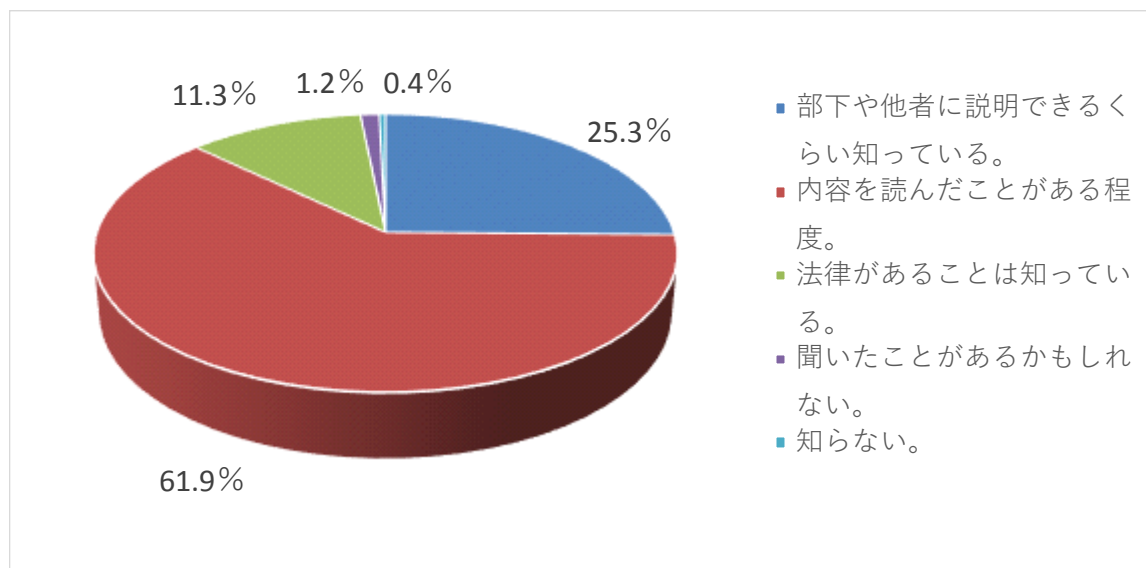
監察の結果、ソフトウェアに係る製造原価の計算を行っている受察機関において、必要に応じてファンクション・ポイント法による計算が活用されていることを確認した（２機関等）。

機関等においては、ソフトウェアの調達を適切な価格水準で行うために、冗長なプロセスを記述することで見かけ上の作業量を恣意的に増やし、容易に開発工数を積み増すことができるステップ数（ソースコードの行数）に基づいた見積資料ではなく、仕様書で求められているソフトウェアが備えるべき機能数、複雑度等を数値化するファンクション・ポイント法に基づいた見積資料を活用して、より適切な予定価格計算に努める必要がある。

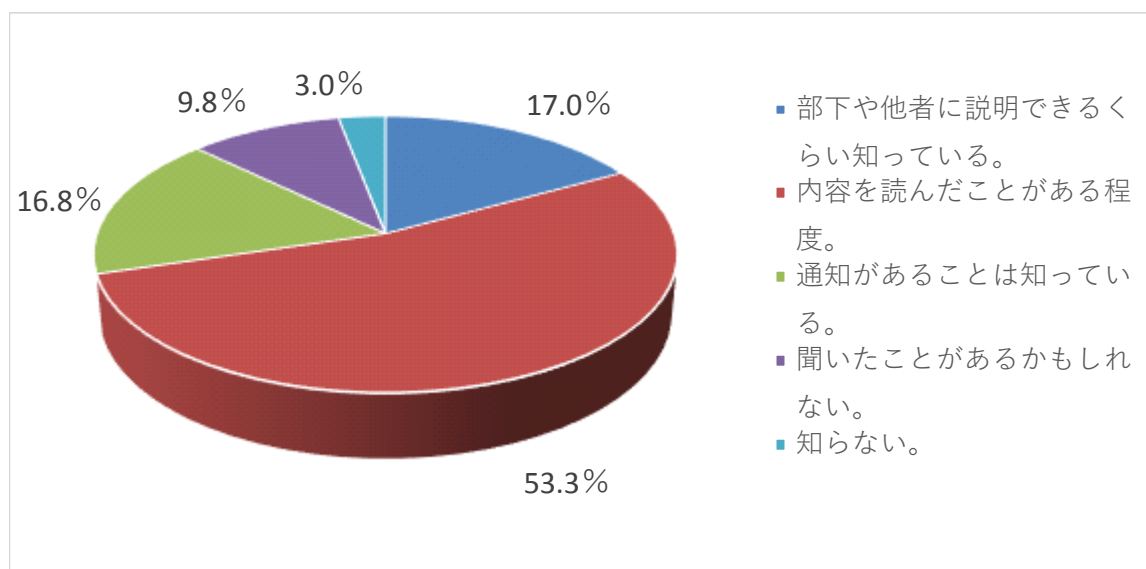
事前アンケート調査の結果（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合防止に関する法律の内容について知っていますか。



(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（財計第2017号。18.8.25）等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合防止に対する意識についてどう思いますか。

